

くらしに役立つ 消費者情報

こんなトラブルの 相談に乗ります

相談料は無料です (秘密は守られます)

架空請求

はがきやメールで身に覚えのない請求が!

通信販売

インターネットで注文した商品が届かない

当選商法

応募もしていないのに当選したというメールが...

電話勧誘

電話勧誘で必要ない商品を注文してしまった

定期購入

1回だけのつもりで注文した商品が毎月届く

送り付け商法

注文した覚えのない商品が届いた

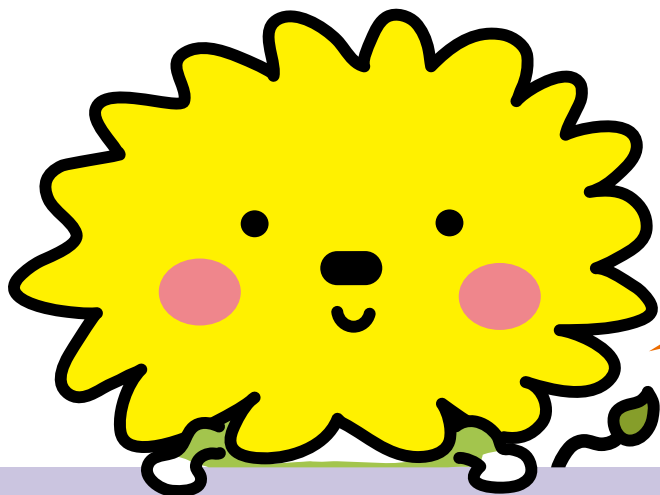
リフォーム商法・寄付金詐欺

自然災害に便乗した悪質商法

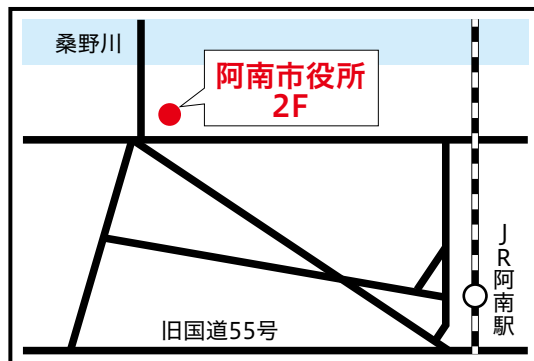
異物混入

購入した食品に異物が混入していた

日常に起こる**消費者と事業者とのトラブル**について**相談**できます。
専門知識を持った消費生活相談員が、**具体的な解決策**などについて
助言します。ケースによっては**交渉の手伝い**をすることもあります。



ご相談は
電話または来所で!



困ったな! おかしいな? と思ったらすぐ相談を!

阿南市消費生活センター

阿南市富岡町トノ町12番地3 (阿南市役所 2F)

TEL 24-3251

相談時間: 月~金曜日 9:30~16:30
休館日: 土・日・祝日・年末年始

消費者ホットライン (全国統一番号) 188

出前講座の開催、 DVDの貸出を実施

消費生活センターでは、消費生活に関する疑問や事例などについて、最新情報を交えて、わかりやすくお話しさせていただきます。また、DVDの貸出を無料で行っております。ご希望の団体等は消費生活センターへお申し込みください。

借金するよう指示して 契約させる手口に注意

事例

友人に簡単にもうかる話があると誘われ、
事業者からFX自動売買ソフトを勧められた。

「高額なので支払えない」と言ったが
「大体の人は1年で返済できるから
借金すればよい」と言われ、
契約することにした。

消費者金融で年収
220万円のフリーター
と申告するように指示
され、その日のうちに
ATMで50万円を借り
入れて、事業者に送金
したが、解約したい。

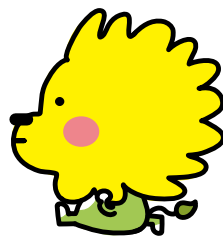
(当事者：学生女性)



ひとつとアドバイス

- 返せる見込みがないのに多額の借金を抱えることはリスクの高い行為です。「すぐ返済できる」などと言われてもうのみにせず、借金をしてまでの投資などはやめましょう。
- 「お金がない」と断ると、借金をするよう勧められ、金銭的に断る理由を封じられる場合があります。「お金がない」ではなく「いりません」ときっぱり断りましょう。
- 借金やクレジット契約をする際に、うその使用目的や職業、年収などを申告して借りるよう指示されても、絶対に従ってはいけません。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

※2022年4月から18歳で大人に！ 一人で契約ができる反面、原則として一方的にやめることはできません。成年になったばかりの若者にどんな消費者トラブルがあるのか知っておくこともトラブル回避に役立ちます。



阿南市
イメージアップキャラクター
「あななん」

見守り 新鮮情報

S N S 上に通常約6千円のシャンプーが**初回**500円で購入できるとの広告があり、クレジットカード決済で注文した。再度購入しようと思い同じ広告を見たところ、注文を確定する画面の上方に、**細かい文字**で「**5回継続購入**」の記載が一部分

だけ見えているのに気付いた。画面をスクロールしなければ全体が表示されず、前回は**気が付かなかった**。

事業者**に解約したい**と伝えたが「5回継続購入の条件は明記されている」と言われ**断られた**。

(当事者：60歳代 男性)

5回購入が条件!?



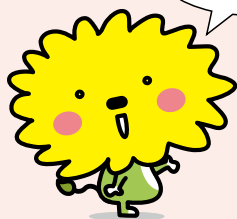
©Kurosaki Gen

本当にお得?

注文確定の前に

契約内容をしっかり確認

ひとこと助言

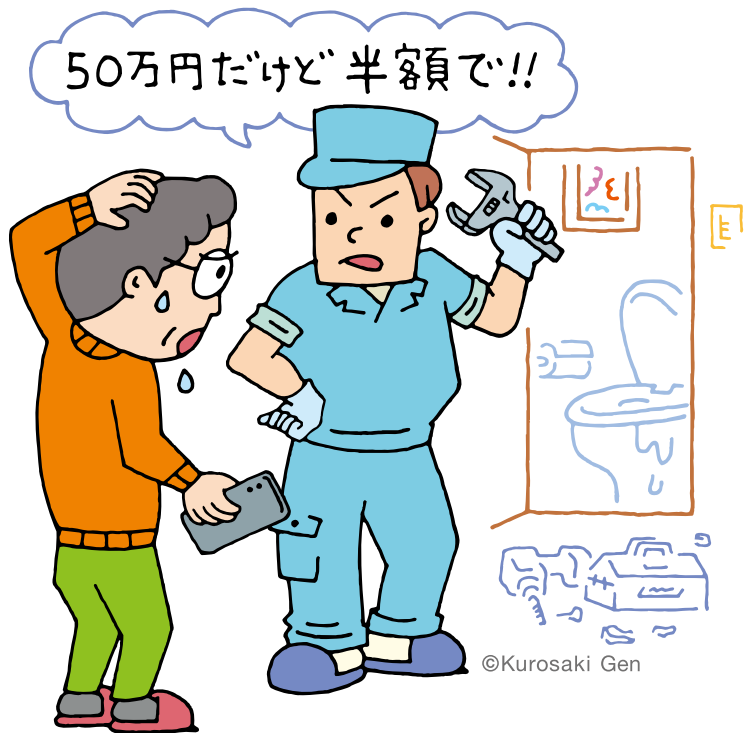


阿南市
イメージアップキャラクター
「あななん」

しっかり
確認しよう

- ネット通販の注文画面では「初回限定」などお得感を強調した表示に比べ、購入条件が小さく表示されていたり、気づきにくい場所に表示されていたりして、分かりづらいことがあります。画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- 注文を確定する前に、定期購入が条件になっていないかを確認し、定期購入が条件の場合、継続期間や支払うことになる総額など契約内容もしっかり確認しましょう。
- 特定商取引法が改正され、事業者は最終確認画面で、注文内容を明確に表示しなければならなくなりました。誤認させる表示により消費者が申し込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

想定外の 高額請求! トイレ修理 トラブルに注意

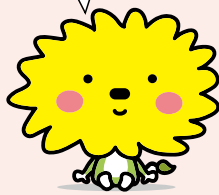


トイレが詰まったので、インターネットで検索し「修理〇百円～」と

記載のある業者に依頼した。最初ポンプのようなもので作業したが改善せず、ドリルのようなもので詰まった異物を粉砕することになった。「通常50万円だが半額にする」と言われ了承し、詰まりは解消した。手持ちの現金がなく翌日支払うと伝えたがダメだと言われ、ATMで引き出して支払った。気になって、後日他の業者に聞いたら、ありえないほど高額だと言われた。(60歳代)

ひとこと助言

想定外の
作業は断って



阿南市
イメージアップキャラクター
「あななん」

- 広告に表示された料金で作業できるとは限りません。広告の料金をうのみにせず、依頼する際は、その料金での作業内容や追加料金が発生しないかなどを確認しましょう。
- 想定していないほど高額な料金の作業を提案された場合は、作業を断るようにしましょう。また、請求額や作業内容に納得できないときは、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いはきっぱり断りましょう。
- 地域の工務店などの、安心して依頼できる事業者の情報を日ごろから集めておきましょう。
- 広告表示額と請求額が大きく異なる場合など、クーリング・オフできる可能性もあります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。